

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ



2026年12月(2027年1月引き落とし分)から iDeCoの拠出限度額と 加入可能年齢が引き上げられます。

① 拠出限度額の引き上げ

iDeCoの掛金額を**最大75,000円**まで
拠出できるようになります。

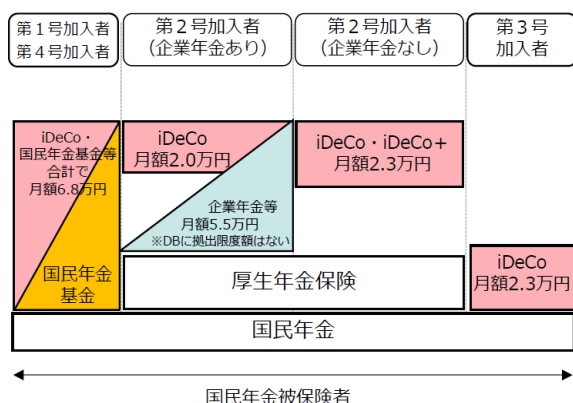
② 加入可能年齢の引き上げ

60歳以上70歳未満の人でも一定要件※を
満たせば加入できるようになります。

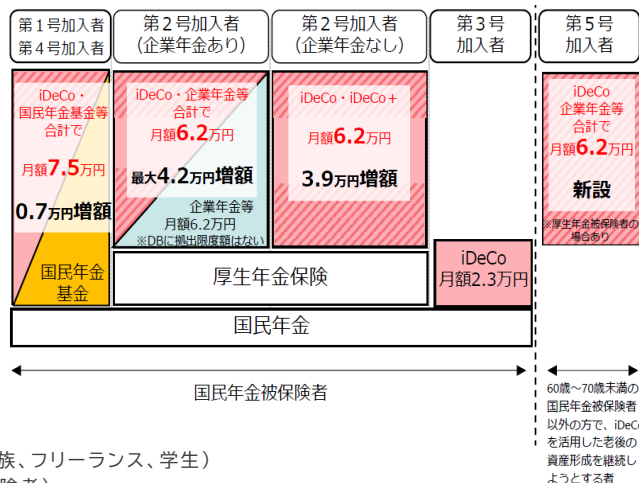
※裏面の「iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者」を参照。

① 拠出限度額の引き上げ

2026年12月 引き落とし分まで



2027年1月 引き落とし分から



<iDeCoの加入対象者の区分>

- 第1号加入者: 国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生)
- 第2号加入者: 国民年金第2号被保険者(会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者)
- 第3号加入者: 国民年金第3号被保険者(国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)
- 第4号加入者: 国民年金任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者)
- 第5号加入者: 60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者【2026年12月以降新設】
(①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者等)

必要な手続きについて

- 拠出限度額の引き上げにあわせて、
掛金額の変更を希望される方は手続きが必要です。
- 2026年12月分(2027年1月口座引き落とし分)からの掛金額変更については、
2026年9月頃からの受付を予定しております。
詳細は加入しているiDeCoの運営管理機関にお問い合わせください。
また、e-iDeCo(iDeCoのオンライン手続きサービス)では、2026年12月1日～24日の間
に手続きが可能です。

※手続きの内容により、2026年12月分(2027年1月口座引き落とし分)の掛金額変更反映できない場合があります。
※e-iDeCoの利用可否は加入している運営管理機関によって異なります。



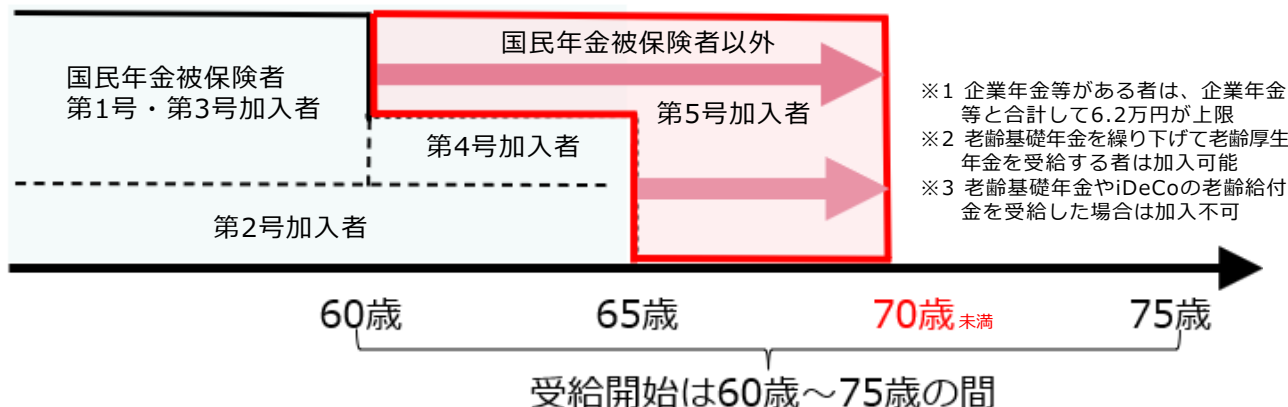
② 加入可能年齢の引き上げ（2026年12月以降）

iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者（拠出限度額：原則6.2万円※1）

- (1) iDeCo加入者
- (2) iDeCo運用指図者
- (3) 企業年金からiDeCoに資産を移換する者

2029年11月末までは、
左記に該当しない者もiDeCoの加入が可能

上記の(1)～(3)いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者(※2)(※3)、マッチング拠出を実施していない者等



必要な手続きについて

- 加入可能年齢の引き上げ対象の方でiDeCo加入をご希望の方は、改めて手続きが必要となります。上記(1)(2)に該当する方は、ご利用中の運営管理機関にお問い合わせください。また、上記(3)に該当する方等、新規加入の方は下記“iDeCoへの加入をご希望の方へ”を参照してください。



iDeCoへの加入をご希望の方へ

- iDeCoの加入手続きは、運営管理機関（金融機関等）で行います。
- iDeCo公式サイトをご参照の上、運営管理機関へお問い合わせください。

iDeCo公式サイト
(運営管理機関一覧)



iDeCoの拠出限度額について

- iDeCoの掛金の拠出限度額は、企業型DCの事業主掛金額、DB等の他制度掛金相当額、国民年金基金の掛金額等によって決まります（DB等の他制度掛金相当額には公務員の共済掛金相当額も含まれます。複数のDB等に加入している場合、各々の掛金相当額の合算が必要です）。

〈他制度掛金相当額の確認方法〉

- | | |
|---------------------|--|
| ▶ 企業型確定拠出年金(DC)の加入者 | • 加入中の企業型DCの記録関連運営管理機関(RK)の加入者専用サイトでご確認ください。 |
| ▶ 確定給付企業年金(DB)の加入者 | • お勤め先にDB等の他制度掛金相当額をご確認ください。 |
| ▶ 国民年金の付加年金の加入者 | • 付加年金の保険料は月額400円です。 |
| ▶ 国民年金基金の加入者 | • 国民年金基金から送付される掛金納付結果通知書等をご確認ください。 |
| ▶ 国家公務員・地方公務員 | • 共済掛金相当額は月額8,000円です。 |
| ▶ 私立学校教職員 | • 私学共済の掛金相当額は月額7,000円です。 |

iDeCo 加入可能年齢の引き上げイメージ

一定の要件を満たす場合、最長70歳になるまで掛金の拠出が可能になります(令和8年12月～)



対象者パターン1 国民年金被保険者以外の60歳以上70歳未満の方で、申出の日の前日において、iDeCoの加入者(掛金を拠出)であった方

改正前

iDeCoの加入者であっても、年齢到達(※)や退職等により国民年金の資格を喪失した後は、iDeCoに加入できない。

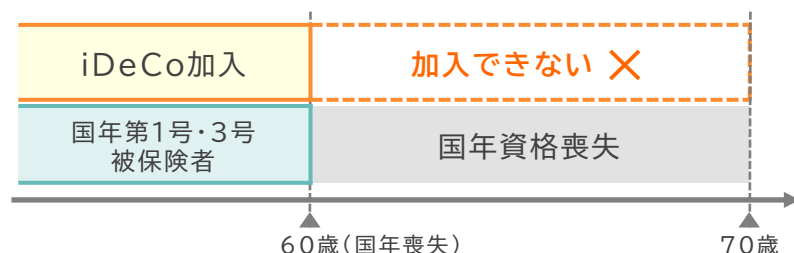
※国民年金第1号被保険者(自営業者等):60歳、第2号(サラリーマン等):65歳、第3号(専業主婦(夫)等):60歳、任意加入被保険者:65歳

改正後

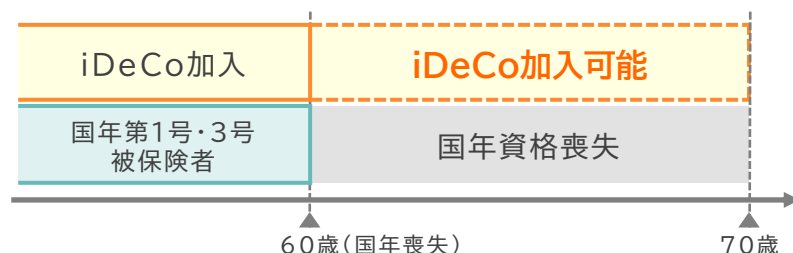
iDeCoの加入者であった方は、国民年金の資格喪失時に申出を行うことで引き続きiDeCoに加入できる。

【拠出限度額:6.2万円/月(企業年金等がある場合は合算)】

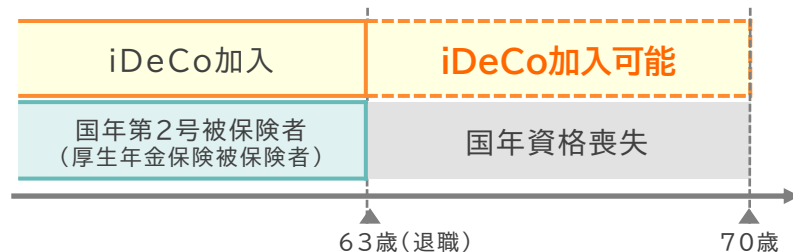
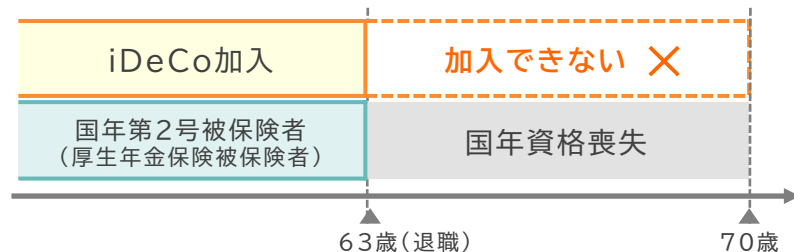
■年齢到達による国民年金の資格喪失時



■年齢到達による国民年金の資格喪失時



■退職等による国民年金の資格喪失時



【留意事項①】経過措置期間である令和11年11月末までは、対象者パターン1～3に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます。

【留意事項②】老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給された方は、いずれのパターン(留意事項①含む)においてもiDeCoへの加入はできません。



iDeCo 加入可能年齢の引き上げイメージ

一定の要件を満たす場合、最長70歳になるまで掛金の拠出が可能になります(令和8年12月～)

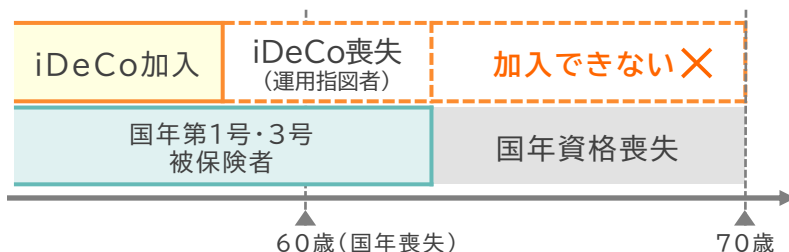


対象者パターン2

国民年金被保険者以外の60歳以上70歳未満の方で、申出の日の前日において、iDeCoの運用指図者(掛金を拠出せず運用のみ実施)であった方

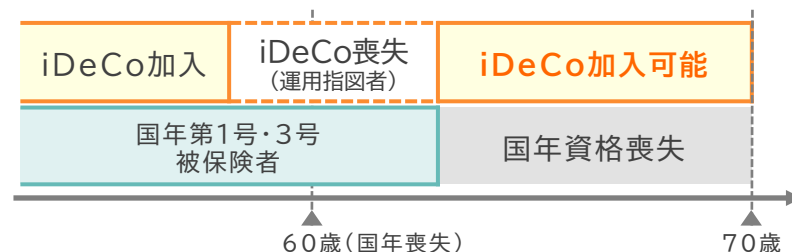
改正前

iDeCoの運用指図者であっても、60歳到達や退職等により国民年金の資格を喪失した後は、iDeCoに加入できない。



改正後

iDeCoの運用指図者であれば、60歳到達や退職等により国民年金の資格を喪失していてもiDeCoに再加入できる。
【拠出限度額: 6.2万円/月(企業年金等がある場合は合算)】

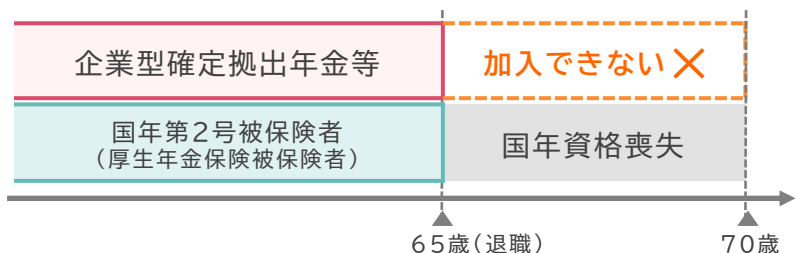


対象者パターン3

国民年金被保険者以外の60歳以上70歳未満の方で、企業型確定拠出年金等の年金資産をiDeCoに移換する方

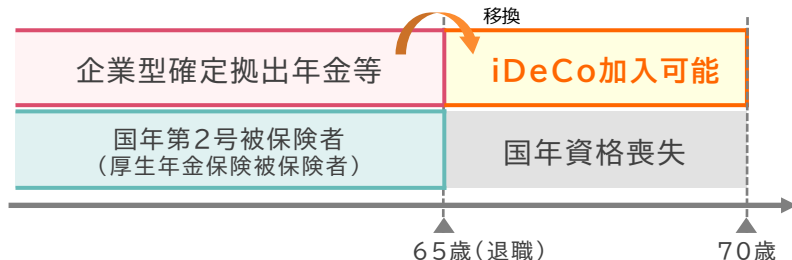
改正前

企業型確定拠出年金等の年金資産を移換しても、国民年金の資格を喪失した後は、iDeCoに加入することはできない。



改正後

企業型確定拠出年金等の年金資産をiDeCoに移換する方は、退職等により国民年金の資格を喪失していてもiDeCoに加入できる。
【拠出限度額: 6.2万円/月(企業年金等がある場合は合算)】



【留意事項①】経過措置期間である令和11年11月末までは、対象者パターン1～3に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます。

【留意事項②】老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給された方は、いずれのパターン(留意事項①含む)においてもiDeCoへの加入はできません。

